

谷間世代への一律給付実現のための 全国リレー集会

in 関東



「百俵の米も、食べばたちまなくなるが、教育にあてれば明日の一万、百万俵となる」

明治維新の折、焦土とした長岡藩に「米百俵」が届けられました。長岡藩士小林虎三郎は、米を売って得た資金で国漢学校を創るなど、教育、人材育成にあて、町に産業(商工業)の振興と実業教育を大切にする思想を生み出しました。「米百俵の精神」は、司法修習制度にも宿ってきました。戦後間もなく、物資や食料が不足していた昭和22年に司法修習制度が開始しました。国は、それ以降64年にわたって、司法修習生の修習中の生活を支えており、司法修習を経た法曹達が、戦後の日本の司法制度と民主主義を支えてきた歴史があります。いま、「法曹の米百俵の精神のサイクル」が危機を迎えようとしています。



集会の 内容

給費制廃止から谷間世代問題が生じた経緯の説明、 谷間世代弁護士の活動報告等

弁護士、裁判官、検察官の法曹は社会生活上の医師とされています。法曹になるためには、司法試験に合格した後、1年間の司法修習という研修を受ける必要があります。戦後始まったこの司法修習制度において、第1期から旧第65期の司法修習生までは公務員に準じた給与が支払われてきました。新第65期から無給となり、希望者にはお金を貸し付ける貸与制が採られました。その後、2017年4月に裁判所法が改正され、第71期から修習給付金が支払われるようになりましたが、新第65期から第70期の司法修習生に対しては、無給のまま何らの救済措置が取られませんでした。この間は「谷間世代」とも言われています。谷間世代の法曹は約1.1万人おり、全法曹の約4分の1にあたります。社会生活上の医師である法曹は社会的インフラであり、法曹養成は国の責務です。全法曹の4分の1が不公平な扱いを受けたままの状態は改善されなければなりません。

この集会では、谷間世代の弁護士の活動を紹介しながら、法曹が社会生活上の医師であることについて知っていただき、谷間世代の不公平の改善を訴えたいと思います。

日時 2022年(令和4年)

11月21日(月) 17:30~19:00

場所 神奈川県弁護士会館 5F
(横浜市中区日本大通9番地)

ZOOMによるオンライン併用で開催

オンライン参加の方は下記QRコードまたはミーティングID・パスワード
でご参加ください。

ミーティングID : 898 4364 6828

パスワード : 421438



資料は神奈川県弁護士会のホームページに掲載いたします。

<https://www.kanaben.or.jp/news/event/2022/post-547.html>

主催: 神奈川県弁護士会

共催: 日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会、
第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会、千葉県弁護士会、
茨城県弁護士会、栃木県弁護士会、群馬弁護士会、静岡県弁護士会、
山梨県弁護士会、長野県弁護士会、新潟県弁護士会

お問い合わせ: 神奈川県弁護士会

045-211-7711

(平日 9:00~12:00、13:00~17:00)



神奈川県弁護士会
Kanagawa Bar Association